

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市営住宅使用不許可決定通知書

令和 年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅及び駐車場について、次のとおり使用不許可と決定したので通知します。

1. 団体の名称

2. 不許可の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできる。(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となる。)

ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該訴えを提起することができる。